

暮らしの相談 (4月21日～5月20日)

相談所

相談	日時	場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	5月12日(金)	9:30～12:00	大島庁舎 ☎ 77-5505
育児相談	4月27日(木)	10:00～11:30	しまとぴあスカイセンター
	5月12日(金)		日良居庁舎
	5月16日(火)		久賀福祉センター
こころの相談	5月12日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ☎ 73-5504
認知症相談	5月12日(金)	9:30～12:00	日良居庁舎 ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ☎ 0827-24-2222

電話相談

相談	時間	電話番号
救急医療電話相談	こども (15歳未満) の相談	19:00～翌8:00 # 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
	おとな (15歳以上) の相談	毎日24時間 # 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

賃貸住宅退去時のトラブルを防ぐために



【相談窓口】

柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125

山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999

消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。

【相談】

賃貸アパートを退去した際、敷金を大きく超える高額な修繕費用を管理会社から請求され、納得できない。

【アドバイス】

請求金額の内訳について貸主側に説明を求め、費用負担について話し合うよう助言した。また話し合う際は、国土交通省が公表している、原状回復についての考え方を示したガイドラインを参考にしよう伝えた。

【ワンポイント講座】

賃貸住宅を退去する際に、借主が負う原状回復義務は、借主の故意・過失によって生じたキズや汚れなどに対してであり、通常使用や経年劣化による損耗などは含まれません。

トラブルを防ぐために、入居時も退去時も、できる限り貸主側と一緒に部屋の状態を確認し、写真などの記録を残しましょう。

また、原状回復や敷金に関する規定は特約によって変更することができます。契約書類に借主に不利な条件となる特約が記載されていることがあるため、賃貸住宅を契約する際は、必ず契約書をよく確認しましょう。